選挙人又は公職の候補者	選挙人
当該選挙の	当該特別区の設置についての投票の
当該選挙に関する事務を管理する	市町村の
第二百六条第一項	
地方公共団体の議会の議員又は長の選挙	特別区の設置についての投票
当選	特別区の設置についての投票における賛否の結果
選挙人又は公職の候補者	選挙人
第百一条の三第二項又は第百六条第二項の規定による告示の日	大都市地域における特別区の設置に関する法律第七条第五項前段の規定による公表の日
当該選挙に関する事務を管理する	市町村の
第二百七条第二項	
地方公共団体の議会の議員及び長の当選	特別区の設置についての投票における賛否の結果
第二百九条第一項	
当選	特別区の設置についての投票における賛否の結果
その選挙	その特別区の設置についての投票
第二百十六条第一項	
第三十六条、第三十九条	第三十四条から第三十六条まで、第三十九条、第四十条第六項
第二百十六条第二項	
第三十三条、第三十六条	第三十三条から第三十六条まで
第四十条第一項及び第二項	第四十条第一項、第二項及び第六項
第二百十九条第一項	
、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十四条	及び第三十四条
選挙の効力	特別区の設置についての投票の効力
第二百七条若しくは第二百八条	第二百七条
選挙における当選	特別区の設置についての投票における賛否の結果
請求、第二百十条第二項の規定により公職の候補者であつた者の当選の効力を争う数個の請求、第二百十一条の規定により公職の候補者等であつた者の当選の効力若しくは立候補の資格を争う数個の請求	請求
第二百二十一条第一項第一号及び第二号	
当選	賛成又は反対の投票
選挙運動者	投票運動者

第二百二十一条第一項第三号	
選挙運動を	投票運動を
選挙運動者	投票運動者
第二百二十一条第一項第五号	
選挙運動者	投票運動者
第二百二十一条第二項	
選挙長若しくは選挙分会長	選挙長
選挙事務	特別区の設置についての投票の事務
選挙に関し	特別区の設置についての投票に関し
第二百二十二条第一項第一号及び第二号	
公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者のため多数の	多数の
選挙運動者	投票運動者
第二百二十四条	
前四条	大都市地域における特別区の設置に関する法律第七条第六項において準用する第二百二十一条及び第二百二十二条
第二百二十五条第一号	
、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者又は当選人	又は投票運動者
第二百二十五条第三号	
、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者若しくは当選人	若しくは投票運動者
、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者又は当選人	又は投票運動者
第二百二十六条第一項	
選挙に関し	特別区の設置についての投票に関し
選挙長若しくは選挙分会長	選挙長
公職の候補者若しくは選挙運動者	投票運動者
選挙事務所	投票運動のための事務所
選挙の自由	特別区の設置についての投票の自由
第二百二十六条第二項	
選挙長若しくは選挙分会長	選挙長
被選挙人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称）	賛否